

「外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その3)」(第6号様式別表4の2) 記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人及び都内の市町村と特別区の双方に事務所又は事業所を有する法人が道府県民税の控除限度額を地方税法施行令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第6号様式別表3の2に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「国税の控除限度額①」	法人税の明細書別表六(三)の「1」欄の金額を記載します。
2 「従業者数②」	地方税法第57条第2項に規定する従業者の数を各都道府県ごとに記載します。
3 「②であん分した国税の控除限度額④」	<p>「国税の控除限度額①」欄の金額を従業者数の「合計③」欄の総従業者数で除して1人当たりの国税の控除限度額を算出し、「従業者数②」欄(各都道府県ごとの従業者数)の数を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>このとき、1人当たりの国税の控除限度額に、小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該総従業者数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てて算定してください。</p> <p>また、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>
4 「税率⑤」	<p>当該事業年度分若しくは連結事業年度分又は計算期間分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。</p> <p>特別区の存する区域に事務所又は事業所を有する法人にあっては、「特別区分」の欄に特別区の存する区域において課される都民税の法人税割の税率の区分により、道府県民税分の税率に相当する割合を記載します(17.3%のときは5%、20.7%のときは6%)。</p>
5 「道府県民税の控除限度額⑥」	<p>各都道府県ごとの「④」欄の金額に各都道府県ごとの「⑤」欄の税率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>
6 「補正後の従業者数⑧」	<p>各都道府県ごとの「②」欄の従業者数に「⑤」欄の税率を乗じて得た数を100分の5で除して得た従業者数を記載します。</p> <p>この場合において当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p>